

平成 29 年度 水循環に関する計画等の情報提供 及びその公表に関する要領

平成 29 年 7 月 12 日
内閣官房水循環政策本部事務局

1. 水循環に関する計画等の情報提供について

(1) 情報提供の主体

計画策定の中心的役割を担う地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）又は国の地方支分部局

(2) 情報提供の対象となる計画等

地域における「水循環に関する計画等」は、水系全体を対象とするものから支川などの小流域を対象とするもの、地域の水循環に関する基本的な理念を示したものから水循環における様々な課題（水量・水質の確保、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全、災害対策、災害時や渇水時等の危機管理など）を扱うものまで、様々な種類があります。また、水循環基本計画の策定前より地域において取組を進め策定された計画もあれば、水循環基本計画の策定後に新たに策定した計画もあると考えております。

今回は、全国において策定された様々な「水循環に関する計画等」のうち、事前チェックシート（様式 2 参照）に照らして、「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画等を幅広く情報提供していただきたいと考えております。（参考資料 1 参照）

なお、個別の施策・事業に関する法定計画（地域森林計画、河川整備計画、流域別下水道総合計画等）は、流域水循環計画に該当しないため、情報提供の対象外とします。

(3) 情報提供に必要となる資料

情報提供に際しては、計画毎に、（様式 1）および（様式 2）を記入し、③～⑤を参考資料として添付の上、「3. 情報提供・問合せ先」に郵送又はメールで提出をお願い致します。なお、③～⑤については、該当する資料が掲載されているウェブサイトの URL を記載頂いても構いません。

① 「水循環に関する計画等」の情報提供について

（様式 1－①又は様式 1－②）

② 事前チェックシート

（様式 2）

③ 「水循環に関する計画等」の本文

④ 対象とする流域を図示したもの

- ⑤ 流域において関係する公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動していることが分かる資料（例：計画等を策定した組織の設置要綱またはそれに準ずるもの）

（４）情報提供された計画等の取り扱い

- ・ 情報提供された「水循環に関する計画等」は、以下の手順で取り扱います。
（参考資料２ 参照）
 - ① 流域水循環アドバイザー※から意見聴取を行う。
 - ② 水循環事務局において、流域水循環計画に該当するかの確認を行う。
 - ③ 上記②で確認が取れた「水循環に関する計画等」について水循環事務局として、「流域水循環計画」と位置付ける。
 - ④ 上記③で「流域水循環計画」として位置付けた計画の公表方法について、情報提供いただいた公的機関に確認を行う。
 - ⑤ 上記④で公表することの同意が得られた「流域水循環計画」をウェブサイトで公表する。
- ・ 流域水循環計画として位置付けた後も、必要に応じて計画の進捗状況等について確認し、情報提供頂いた内容と齟齬が確認された場合には、流域水循環計画としての位置付けの適否について検討させて頂くことがあります。

（５）その他

- ・ 情報提供に際して質問・相談などありましたら、水循環事務局（２．情報提供・問合せ先に同じ）に事前に問合せください。
- ・ 情報提供頂いた計画等を「流域水循環計画」として位置付けるために必要な期間については、情報提供頂いた際に個別にお知らせ致します。

※ 流域水循環アドバイザー

水循環政策本部事務局が流域マネジメントの取組を進めるにあたり、様々な視点から助言を頂くために依頼している学識者

東京大学 生産技術研究所

東京学芸大学 環境教育研究センター

愛媛大学大学院 農学研究科

沖 大幹 教授

吉富 友恭 准教授

武山 絵美 准教授

2. 情報提供・問合せ先

担当者：内閣官房水循環政策本部事務局 加納、東郷、石黒

住 所：〒100－8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館

電 話：03-5253-8389（直通） F A X：03-5253-1582

E-mail：mizuzyunkan_LAW@mlit.go.jp

【流域水循環計画に該当するかの確認の際の考え方】

水循環基本計画に基づく流域水循環計画に該当するかの確認作業においては、情報提供された計画が

- ①「水循環に関する計画」に該当する計画であるか
- ② 提示しているチェックシートに照らして、9つ全てのチェック項目に該当しているかどうか、記述内容に齟齬が無いか、内容が妥当か

を確認しております。

水循環政策本部事務局において、確認作業を行った際の考え方は以下のとおり。

- a. 上記①の「水循環に関する計画」とは、基本的には、計画策定の背景や目標において、具体的に「水循環」の計画である整理がなされている計画と考えています。
ただし、水循環基本計画の策定が平成 27 年 7 月であるため、今回は、計画策定の背景や目標に具体的に「水循環」の記述がない計画であっても、計画の対象としている内容が「水循環」(※)に直接関係することであれば、確認の対象とします。
なお、計画策定の背景や目標に具体的に「水循環」の記述がない計画については、計画改定などにおいて、背景や目標に具体的に「水循環」の記述がなされることが望ましいと考えています。
- b. 水循環に関する取組を一体として進めていく複数の計画について、明確な上位・下位計画や長期・短期計画などであれば、一体の計画として確認の対象とします。
- c. 計画で取り扱っている分野が特定分野の課題のみであっても、計画策定の背景や目的において、特定分野の課題解決が地域の実情に沿っていることが整理されている計画であれば、確認の対象とします。
- d. 計画の一部のみが「水循環」(※)に直接関係する計画の場合は、該当する一部において具体的に「水循環」の記載がある場合、今回は「一部が該当する計画」として確認の対象とします。

(※)「水循環」とは

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等の至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること

流域水循環計画としての確認及び公表の流れ

————→ 必要な流れ - - - - -> 必要に応じて行う流れ

